

登録教習機関の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	公益社団法人須賀川労働基準協会
登録教習機関の住所	福島県須賀川市旭町227-1
代表者の職氏名	会長 大塚 裕昭
事務所の名称	公益社団法人須賀川労働基準協会
事務所の所在地	福島県須賀川市旭町 227-1
行うことができる技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
登録年月日	令和8年4月3日
登録番号	第286号

令和8年4月3日

福島労働局長
(公印省略)